

大阪府制度融資 開業サポート資金

新たに「地域支援ネットワーク型」がスタート!

大阪商工会議所のフォローアップで

有利な資金調達!!

大阪商工会議所による融資後3年間のフォローアップを受けることを条件に、「開業サポート資金(地域支援ネットワーク型)」がスタート。

大阪市内で創業される事業者を、経営指導と資金調達で応援します!

< 開業サポート資金(地域支援ネットワーク型)の概要 >

利用資格の概要	融資限度額	融資利率	保証料率	融資期間	申込窓口
具体の創業計画を有し、これから創業又は創業1年未満 ※同制度及び日本政策金融公庫開業貸付利用者は開業1年経過後の追加資金需要にも対応 ※融資後3年間のフォローアップ要(金融機関又は商工会・商工会議所)	2500万円 ※創業2ヶ月未満の場合は一定の要件有	年 1.4% [通常 1.6%]	年 0.8% [通常 1.0%]	7年以内 (据置1年以内)	原則 信用金庫

※「融資対象」の詳細は、裏面参照

これから創業予定又は創業1年未満の方だけでなく、同制度及び日本政策金融公庫開業貸付利用者であれば、開業1年経過後の追加資金需要に応じます。

融資に必要な事業計画等の作成は、大阪商工会議所が無料で指導!

大阪市内で創業される方、どうぞお気軽にお問い合わせください!!



< お問い合わせ先 >

大阪商工会議所 中小企業振興部 経営相談室
TEL(06)6944-6473 FAX(06)4791-0444

※ 大阪商工会議所の事業計画等の指導は、融資実行を確約するものではありません。予めご了承ください。

開業サポート資金（地域支援ネットワーク型）



＜ 利用資格の概要 ＞ （大阪府制度融資「開業資金、開業サポート資金 地域支援ネットワーク型のご案内」より抜粋）

主たる事業所が地域支援ネットワーク型の取扱地域内にあり、かつ、地域支援ネットワーク型の取扱金融機関支店での利用を希望する次のいずれかに該当する方で、融資後3年間、金融機関および商工会・商工会議所等による経営指導等のフォローアップを受けることに同意する方

- 事業を営んでいない個人が、事業開始に必要な資金の1/5以上の自己資金額を有し、1ヶ月以内に個人で事業を開始しようとする方
- 事業を営んでいない個人が、事業開始に必要な資金の1/5以上の自己資金額を有し、2ヶ月以内に中小企業の会社を新たに設立して事業を開始しようとする方
- 事業を営んでいない個人が、個人で事業を開始してから1年未満の方。なお、事業開始後2ヶ月未満の方が申込みをする場合は、事業開始に必要な資金の1/5以上の自己資金額を有している方
- 事業を営んでいない個人が、新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立して1年未満の会社。なお、事業開始後2ヶ月未満の会社が申込みする場合は、事業開始に必要な資金の1/5以上の自己資金額を有している会社。
- 事業を営んでいない個人が、個人で事業を開始して1年以上5年未満であって、申込時点で地域支援ネットワーク型利用中の方、または開業後1年以内（開業時を含む）に日本政策金融公庫の貸付を受け利用中の方
- 事業を営んでいない個人が、新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立して1年以上5年未満であって、申込時点で地域支援ネットワーク型利用中の会社、または開業後1年以内（会社設立時を含む）に日本政策金融公庫の貸付を受け利用中の会社

※ 農林漁業、金融保険業（保険媒介代理業および保険サービス業を除く）等は対象外です。他にも細かい規定がございますので、必ずご確認をお願いいたします。

※ 「開業サポート資金 地域支援ネットワーク型」は大阪府の制度融資で、大阪府内での創業者（創業予定者を含む）を対象にしておりますが、大阪商工会議所でのお取り扱いは大阪市内のみとなります。

※ 取扱金融機関： 大阪信用金庫、大阪市信用金庫、大阪商工信用金庫、十三信用金庫、大阪東信用金庫



お問い合わせ ・ 資料請求

大阪商工会議所 中小企業振興部 経営相談室 行

FAX(06)4791-0444

○ ご記入の上、ファックスしてください。届きましたら、こちらからご連絡を差し上げます。

フリガナ		フリガナ	
事業所名		代表者	
連絡先	〒		
	連絡先住所の区分： 自 宅 ・ 事 務 所		
TEL		携帯TEL	
E-Mail			

※ ご記入になられた情報は、大阪商工会議所からの各種連絡・情報提供のみに利用し、他の目的に利用することはありません。